

## 伊万里市移動販売事業者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、身近な商店の減少、高齢化等により、日常生活物資の買い物が困難な市内地域における買い物手段の確保のため、移動販売事業者に対し、移動販売車の燃料費等の維持経費の一部を予算の範囲内で補助金として交付するものとし、その補助金については、伊万里市補助金交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日常生活物資 食料品及び日用雑貨品をいう。
- (2) 買い物が困難な市内地域 身近な商店の減少、高齢化等により買い物が困難な地域をいう。
- (3) 移動販売 買い物が困難な市内地域で、あらかじめ巡回するコース及び時間を設定し、自動車で日常生活物資を販売する事業をいう。
- (4) 移動販売事業者 移動販売を行う事業者をいう。
- (5) 移動販売車 移動販売に使用する自動車をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事務所又は事業所を有する個人事業者、法人、まちづくり運営協議会、集落単位で活動を行う団体若しくはグループ、農業協同組合、商工会議所、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体その他の住民団体とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、市税に滞納がある者は、補助対象者となることができない。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 買い物が困難な市内地域において週3日以上の移動販売を行う事業であること（悪天候、移動販売車の故障その他補助対象事業者の責めによらない事由により実施できない場合を除く。）。
- (2) 移動販売を行う日常生活物資は、市内店舗で調達する物資であること（市内店舗で調達できない商品を除く。）。
- (3) 日常生活物資には、鮮魚、精肉及び青果を含めること。
- (4) 事業実施において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の関係法令を遵守すること。
- (5) この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、

国、県その他団体から目的を同じくする補助又は助成を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費は、補助金の交付の決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までに要した移動販売車の維持に必要な次に掲げる経費とする。

- (1) 燃料費等 移動販売車の走行に要する燃料費又は電気料
- (2) 車検費 移動販売車の車検に要する経費（重量税、損害賠償保険料及び公課費は除く。）
- (3) 修繕費 移動販売車の修繕に要する経費
- (4) 車両整備費 スタッドレスタイヤの着脱、オイル交換その他の車両の整備に要する経費
- (5) 消耗品費 移動販売車の運行に要する消耗品の購入に要する経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は25万円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 移動販売ルート予定図及び運行予定表
- (3) 納税証明書又は市税納付状況調査同意書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助対象事業の目的に影響を及ぼさない軽微な変更であると市長が認める場合については、この限りでない。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

- (4) 補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 規則第8条第1項各号又は規則第16条各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

(決定の通知)

第10条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第4号のとおりとする。

(補助事業の変更等)

第11条 規則第8条第1項に規定する補助事業等変更承認申請書は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第8条第3項に規定する補助金等交付変更通知書は、様式第6号のとおりとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第7号のとおりとする。

2 補助事業等実績報告書には、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 補助対象経費の支出が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

4 第8条第3項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについて、前項の実績報告書を提出する際に消費税仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して提出しなければならない。

5 第8条第3項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについて、第1項の実績報告書を提出した後に消費税仕入控除税額が明らかになったときは、その額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その額のうち減じて申請し、又は報告した額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、様式第11号のとおりとする。

(補助金の交付)

第14条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第12号のとおりとする。

(補助金の返還)

第15条 規則第17条に規定する補助金等返還命令書は、様式第13号のとおりとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (令和6年告示第127号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則 (令和8年1月27日告示第11号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日告示第86号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。